

パブリックコメントの結果について（案）

募集期間：平成27年2月15日～平成27年3月1日

応募件数：1件

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	Eメール	市内に住 所がある 人	<p>「重要伝統的建造物群保存地区修理修景等及び活用事業」・・・37Pについて</p> <p>本項目では、重要伝統的建造物群保存地区の街並み保存が年々難しくなっていると言っています。その対策として、重要伝統的建造物の修理や景観に寄与すると思われる新築に対し、補助を言っています。これは非常に良い事だと思えます。しかしながら、保存地区の中には景観を損ねる空き家や廃屋がある場合もあります。当然ながら、本項目の活用事業対象にはこの空き家や廃屋は含まれないものと思えます。弘前市では景観条例や空き家に関する条例を制定して夫々対策を講じているようですが、何分にも夫々の条例の主管部署が縦断的である様に感じられます。保存地区の中に廃屋があった場合、伝統的建造物が素</p>	<p>国において、空き家への対策を定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年2月26日に一部施行され、国・県・市町村の各レベルにおいて当該法に基づき施策が展開されていくことが見込まれております。</p> <p>重伝建地区では市内横断的に連携し更なる取組を推進すべきというご意見は、当該法等による対策を推進しながら、今後の検討課題として承ります。</p>

		<p>晴らしいものであっても、街並みとしては魅力が半減致します。これは観光課にとっても由々しき問題であり、単に建築指導課や都市計画課だけの問題ではないと思います。本事業を実行的に実施するのであれば、空き家対策は建築指導課で景観対策は都市計画課、そして観光客の流入拡大は観光課だと縦割りで考えるのではなく、庁内横断的に連携すべきと考えます。「保存地区修理修景」は重要伝統的建造物の修理に止まらず、街並みの修景、つまり、空き家や廃屋も含めた街並みの修景であるべきだと思います。本事業において美観を損ねている空き家や廃屋に対して、景観条例の主管である都市計画課や空き家対策の主管である建築指導課、そして観光課等が同時に参画して推進すべきと考えます。</p>	
--	--	---	--